

上越市立小中学校の適正配置の推進に向けた重点取組について

全体まとめ

- 児童生徒数の急速な減少に伴い、**学校の小規模化が加速し、複式学級が増加**する中、**新しい学習指導要領による学び**を推進するためにも、「上越市立小中学校適正配置基準」に基づき、学習環境の確保・充実を図る必要がある。
- その実現に向けて、**重点的に取り組むべき課題「複式学級の解消」を明確化**するとともに、国の最新の教育施策等を踏まえ、課題解決に向けた**実効性のある方策・進め方を具体化**して取り組む。

1 上越市立小中学校適正配置基準（H22 策定）の内容

- ・児童生徒数の減少や市街地への集中を背景に、望ましい学校規模等の「基準」と「今後の取組」を提示
- ・詳細な記載は省略し、学校適正配置審議委員会が作成した「意見書」を添付

項目	①「適正配置基準」の内容	②審議委員会「意見書」の内容（抜粋）
基準	学校規模 小学校：1 学年 2～4 学級 全校で 12～24 学級 中学校：1 学年 2～4 学級 全校で 6～12 学級	・発達段階に応じて系統的に学ぶように、複式学級は解消しなければならない。 ・適正規模より小さい学校であってもすぐに統廃合の対象にする必要はない。
	学級規模 小・中学校：1 学級 20～30 人	
	通学時間 小・中学校：概ね 30 分以内	
今後の取組 ※	基準より小規模・大規模である学校は地域の実情を踏まえ、その意向を聞いて方向性を出していく。	・学校関係者、保護者、地域住民が十分協議する。 ・全ての議論は子どもを中心に行う。 ・小規模化には、統廃合のほか、次の方法を例に、地域にあった適正な方策を考える。 (例)オープンスクール、小中一貫校、多機能学校 ・喫緊の課題（小規模校）：複式学級ができる学校

※ 取組の具体的な方策・進め方ではなく、基本的な考え方を示したもの

基準策定後の状況・変化

市内の小中学校では・・・

- 少子化の更なる進行で児童生徒数が減少【H22～R1 で **17%（約 3 千人）減少**】
- 全国・県と比較して小規模**
【小学校の平均児童数：上越市・184 人、全国・約 320 人、県・約 240 人】
- 複式学級が増加【R1 で **9 校（15 学級）**、今後 5 年間で **3 校増加見込み**】

国の動向は・・・

- 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進
・「**少なくとも 1 学年 1 学級以上であることが必要**」
(H27 文部科学省 手引き公表)
- 新しい学習指導要領による学び**への移行
(全面実施：小学生 R2～、中学生 R3～)
・主体的・対話的で深い学び「**アクティブ・ラーニング**」
で未来社会を切り拓く資質・能力を育成

「成長に応じて学べる学習環境」に加え、「**集団の中で切磋琢磨しながら学べる学習環境**」の確保・充実が一層重要に

2 市の学校適正配置の取組状況

- 学校統合など
 - ・谷浜・桑取区、柿崎区、浦川原区で小学校を統合、有田区で小学校を分離・新設
 - ・板倉区で 3 校統合による「板倉小学校」の R3 設置準備
- 複式学級の解消に向けた検討、実態把握
 - ・複式学級が存在・発生予定の小学校を訪問して保護者の意向把握（H30～：13 校）

【保護者の声（複式学級に関する主なもの）】

 - ・学年ごとの行事や活動が減ることが残念。
 - ・学習面で単式と差が出ないか不安。
 - ・自分も複式学級で育ったので不安は感じない。
- 国の最新動向の把握（文部科学省 初等中等教育企画課教育制度改革室 訪問）
 - ・小中一貫教育の推進を見据えた学区設定・学校統合
 - ・学校統合を行わない場合の学習環境の改善手法・先進事例（複数校の連携など）
- 有識者による検討（学校適正配置審議委員会）
 - ・小規模校とりわけ複式学級の増加に対し、対応策の明確化が必要
 - ・小規模校の教職員の現状・課題（学級数に応じた配置で校務負担が重いこと、中学校教員は複数の教科担任が求められることなど）、働き方改革、小学校の教科担任制への対応

地域の実態、国の教育施策、有識者の検討などを踏まえ、**重点課題を明確化し、実効性のある方策・進め方を具体化**

本基準に基づく取組を重点化して推進

- 重点課題** 少なくとも 1 学年 1 学級以上（複式学級が生じない規模）の学習集団を確保する。
※ 本基準で望ましいとする 1 学年 2 学級以上について、まずは 1 学級以上を目指す。

4 重点課題の解決に向けた方策・進め方

- 複式学級が存在又は今後発生（概ね 5 年以内）が見込まれる学校の実情を把握する。
 - ・児童生徒数の減少の影響、学級の様子、保護者の実感
 - ・地域とのかかわり（学校授業、行事等） など
 - 学校の実情を踏まえながら、保護者・地域と十分な協議を行った上で、次の方策を実施する。
 - 隣接する学校との統合を行う。
 - 複数校の連携を行う。

- ・「小学校間の連携」「中学校間の連携」
・複数の小学校間または中学校間において一部の教科で合同の多人数授業を実施する。
 - ・「小学校・中学校の枠を超えた連携」（小・中施設一体型、分離型）
・施設を一体化した小・中学校または分離（近接）した小・中学校において、中学校の教員が小学校の一部の教科で学習指導を行う。
 - 施設・設備を活用する。（ICT 機器等を活用した、遠隔教育や他校との合同授業の実施）
 - 教職員体制を整備する。（教職員の加配、教員の複数校巡回授業）
- ※ 以上の方策を必要に応じて組み合わせて行う。